

入会及び退会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下、「本会」という）の定款第6条乃至第10条の規定に基づき本会の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入 会)

第 2 条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

2 入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から理事会の定める変更届の提出を求める。

(会 費)

第 3 条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款7条により総会の決議を経て別に定める会費規定による。

(退会事由及び手続)

第 4 条 本会を退会しようとする会員は、退会手続を行い、任意に退会することができる。

2 定款第8条に定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することができないものとする。

(再入会)

第 5 条 前条の規定により会員資格を喪失した会員が、再入会を希望する場合には、改めて第2条に規定する入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

(入退会手続の簡略化)

第 6 条 第2条及び第4条の手続きは、当会ホームページ及びFAXによることができるものとし、この場合、代表者等の押印を省略することができる。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 7 条 本会への入会者は、会員の種別（正会員、賛助会員）ごとに、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 定款第8条の定める事由により会員資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意思を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

4 情報公開規程第2条に定める会員名簿及び理事・監事名簿の掲載事項は、

定款第39条3項の規定により一般の閲覧に供する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表1 「入会申込書」の記載事項

法人会員の場合	個人会員の場合
1 会員の種別（正会員又は賛助会員）	1 会員の種別・賛助会員
2 法人名、事業所又は支店の場合には事業所名支店名	2 氏 名 （押印を要する）
3 代表者名 （押印を要する）	3 住 所
4 法人の所在地及び事業者又は支店の所在地	4 電話番号及びFAX番号
5 法人の電話番号及びFAX番号	5 事業開始年月
6 法人設立年月日	6 業 種
7 資本金	7 その他参考事項（経理担当者、関与税理士等）
8 決算月	
9 業 種	
10 その他参考事項（事務担当者、関与税理士等） 個人情報公開についての同意又は不同意	
11 会費納入を口座振替とする場合 振替指定口座及び口座名義人等	
12 年会費額	

別表2 「退会届」の記載事項

法人会員の場合	個人会員の場合
1 会員の種別（正会員又は賛助会員）	1 会員の種別・賛助会員
2 法人名、事業所又は支店の場合には事業所名又は支店名	2 氏 名 （押印を要する）
3 代表者名 （押印を要する）	3 住 所
4 法人の所在地及び事業所又は支店の所在地	4 電話番号及びFAX番号
5 電話番号及びFAX番号	5 退会事由
6 退会事由 休業、廃業、解散、倒産、合併、住所移転、経営不振、経費節減、事業縮小、メリットなし、その他の事由	休業、廃業、解散、倒産、住所移転、経営不振、経費節減、事業縮小、メリットなし、その他の事由